

■議案第34号 四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が令和2年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号）第5条の規定により指定管理者の候補者として「株式会社奇想天外」を選定したので、同法人を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設名称等	四万十町打井川1458番地1 四万十町ホビー館
指定管理者	四万十町下呉地字下影野157番3号 株式会社奇想天外
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

【公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由】

四万十町ホビー館は、自然豊かな地域資源を活用し、交流人口の促進による地域の活性化を図り、新たな本町の観光拠点として地域住民と連携したまちづくりを推進することを目的に設置された施設であり、平成23年4月1日から現在まで、「株式会社奇想天外」を指定管理者として指定し、指定管理業務にあたってきました。

同法人は、ミュージアムの運営や各種立体造形物の企画制作、展示会の企画開催などを主体として、まちおこし事業にも取り組んでおり、これらの事業を円滑に推進するための知識や経験を有する法人です。

これまでの指定期間中においては、基本的な施設の維持管理に加えて、フィギュア等資料の収集や保管、また、展示についても、海洋堂製品に限らず様々な分野の作品を取扱い、企画展示やイベントなども実施しており、効果的かつ効率的な運営を行っていることから、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断できるため、引き続き同法人を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

四万十町ホビー館条例（平成 22 年四万十町条例第 21 号）抜粋

（指定管理者が行なう業務の範囲）

第 5 条 町長は、ホビー館の業務を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2～5 （略）

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第 5 条 町長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮するときは、第 2 条の規定による公募によらず、本町が出資している法人、公共団体又は町内の法人若しくは公共的団体等（次項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、町長等は、あらかじめ第 3 条各号に掲げる書類に基づいて、当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし、総合的に判断を行うものとする。